

県土総務課

県土総務課ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/kendosoumu/>

1 部内各課の調整

特に社会資本の整備を進める部署としての総括の役割を担っています。

- 部に係る主要施策の総合調整
- 部内予算の編成及び決算に関する業務
- 部に係る広報、人事、議会に関する業務

2 入札・契約制度等の改善

入札・契約手続の適正執行

建設工事及び建設工事に係る測量等業務の入札及び契約に関する透明性及び公正性を確保し、入札・契約手続の適正な執行を推進します。

- 鳥取県建設工事等入札・契約審議会における入札・契約制度等の審議
- 入札・契約過程に関する情報の公表
- 制限付一般競争入札の実施
- 電子入札の実施

適正な施工の確保への取組

県民の財産となる公共目的物の品質の確保を図るため、建設業者の技術力を適切に評価するとともに、適正な施工体制を確保するための取組を推進します。

- 技術力を加味した総合評価競争入札の実施
- ダンピング対策の実施
- 現場実態調査員による施工現場の調査・指導
- 高度な技能を要する工事における技能士の常駐義務付け

建設技能労働者の就労環境改善と若年者の確保・育成

県内建設業者の育成を図るため、県内業者への優先発注や下請工事における県内業者の活用を推進します。

また、技能労働者の就労環境を改善し、若年者の確保・育成を図る取組を推進します。

- 鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針の遵守の徹底
- 労務単価引き上げの周知徹底と賃金水準確保調査の実施
- 下請へのしわ寄せ防止対策の強化
- 建設業者等の行う担い手確保・育成の取組に対する支援

3 建設業法に基づく許可事務等

建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発展に資するため、建設業法に基づく許可事務等を実施しています。

- 建設業許可事務
- 公共工事を請け負うために必要な経営事項審査の実施
- 建設工事紛争審査会によるあっせん、調停、仲裁

4 公共事業に必要な事業用地の確保の推進

■ 用地事務の透明化

公共事業の用地取得にあたっては、用地事務の透明性及び公正性を確保し、公共事業に必要な用地の確保を行います。

- 用地補償基準に基づく適正な補償による用地の確保
- 補償内容や積算根拠の十分な説明

■ 迅速な事業用地の確保

公共事業の用地取得にあたっては、円滑な事業促進が図れるよう計画的に用地交渉を進め、困難な事例に対しては土地収用制度の活用等により迅速な用地取得を推進します。

5 土地収用制度の円滑な運用

■ 土地収用法に基づく事業認定

事業認定庁として、事業の公益性、合理性、起業者としての遂行意思及び能力等の審査を行います。

■ 土地収用法による事務運営

土地収用法に基づくあっせん、仲裁の事務運営を行います。

6 所有者不明土地の解消

■ 土地収用法の特例に係る裁定

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「所有者不明土地法」という。）に基づき、所有者不明土地を収用（使用）しようとする場合、収用委員会の裁決に代わり裁定手続を行います。

■ 地域福利増進事業に係る裁定

所有者不明土地法に基づく地域福利増進事業のための使用権の設定について裁定手続を行います。